

国立大学法人鳴門教育大学特定研究員取扱規程

令和 4 年 11 月 9 日

規程第 67 号

改正 令和 8 年 3 月 11 日規程第 72 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人鳴門教育大学（以下「本学」という。）の科学研究費助成事業（以下「科研費」という。）の継続的研究の推進及び本学の研究の充実・発展のため、国立大学法人鳴門教育大学特定研究員（以下、「特定研究員」という。）を置くことに伴い、当該特定研究員の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(特定研究員の業務等)

第 2 条 特定研究員は、当該特定研究員が得た科研費に係る研究及び当該研究に関連する諸業務を行う。

2 特定研究員は、本学からの依頼により、本学の研究・事業関連の諸行事に協力する。

(受入条件)

第 3 条 特定研究員となることのできる者は、次に掲げる各号の全ての条件を満たすものとする。

- (1) 本学教員としての雇用期間中に応募した科研費が採択され、雇用期間満了日の翌日以降に研究代表者として科研費の研究期間を開始又は継続することが内定又は決定している者
- (2) 常勤の職に就いていない者
- (3) 他の制度による、科研費応募資格を有する非常勤研究員等に該当しない者
- (4) 本学の研究・事業関連の諸行事に協力できる者

(申請)

第 4 条 前条各号の全てに該当する見込みがあり、特定研究員となることを希望する者は、特定研究員受入申請書（別記様式第 1 号）に科研費の研究計画調書又はそれに準ずる書類を添えて、7 月末日までに、学長に提出するものとする。

(受入許可等)

第 5 条 学長は、前条の申請をした者について、本学の研究上特に必要があると認めた場合に限り、受入を許可することができる。

2 学長は、受入の可否を決定した場合、速やかに申請者にその旨を通知しなければならない。

3 特定研究員は、受入許可後、受入期間開始日までに学長に誓約書（別記様式第 2 号）を提出しなければならない。

(受入期間)

第 6 条 特定研究員の受入期間は、受入開始日から科研費の内定又は決定している研究期間内とする。また、この科研費の研究期間延長が認められた場合には、当該研究期間内において受入期間延長を許可することができる。

2 前項の規定により許可することができる受入期間は、特定研究員が満 70 歳に達する日以後における最初の 3 月 31 日までとする。なお、これ以降については、学長が特に必要

があると認めた場合に限り、1年を超えない範囲で期間を定め受入期間の延長を許可することができる。

(受入期間等の変更)

第7条 特定研究員は、研究を中断若しくは中止し、又は研究期間その他の事項に変更があったときは、速やかに特定研究員受入期間等変更届（別記様式第3号）を学長に提出しなければならない。

(処遇等)

第8条 特定研究員の処遇等については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者に該当しないものとし、特定研究員としての給与、報酬その他これらに類するものは支給しない。
- (2) 特定研究員が、本学内で災害その他の事故にあった場合、本学の責に帰すべき事項を除き、本学はその責を負わない。
- (3) 特定研究員が、故意又は重大な過失により、本学の施設、設備等を滅失し、又は損傷した場合は、その復元に要する費用を弁償しなければならない。
- (4) 特定研究員は、本学の諸規則を遵守するとともに安全の確保に努めなければならない。

(施設等の使用)

第9条 学長は、特定研究員に対し、本学が指定する研究室及び本学の教育・研究に支障のない範囲で、研究活動に必要な施設、設備等を使用させることができる。

2 特定研究員は、第2条の業務等に必要な物品の購入、役務、旅行をすることができる。この場合において、機関管理のため、本学の各種制度・システムを利用するものとする。

(身分の喪失)

第10条 特定研究員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その身分を喪失する。

- (1) 常勤の職に就いた場合
- (2) 他の制度により科研費応募資格を有する非常勤研究員等となった場合
- (3) 受入期間中に特定研究員自らが受入れの終了を申し出た場合
- (4) 科研費や他の競争的研究費等での不正使用、不正受給又は不正行為を行う等により、研究に従事することが適当でないと認められる場合
- (5) 本学の規則その他の遵守事項に違反したと認められる場合
- (6) その他研究に従事することが適当でないと学長が認めた場合

(事務)

第11条 特定研究員に関する事務は、関係各課の協力を得て、企画戦略部研究支援課において処理する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、特定研究員の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和4年11月9日から施行する。
- 2 第4条の規定にかかわらず、令和5年4月1日から特定研究員となることを希望する場合は、特定研究員受入申請書（別記様式第1号）に科研費の研究計画調書を添えて、令和

4年11月末日までに学長に提出するものとする。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第4条関係）

年 月 日

国立大学法人鳴門教育大学長 殿

（申請者） 氏名

国立大学法人鳴門教育大学特定研究員受入申請書

国立大学法人鳴門教育大学特定研究員として、下記により受け入れを許可願います。

記

本学在職時の職名	
本学在職期間	年 月 日 ～ 年 月 日
受入希望期間	年 月 日 ～ 年 月 日
科学研究費助成事業 の種類	
研究課題名	
研究期間	年度 ～ 年度
交付（内定）金額 ※予定も含む	千円
研究期間中の連絡先	〒 電 話
備考	

添付書類：科研費の研究計画書又はそれに準ずる書類

別記様式第2号（第5条第3項関係）

国立大学法人鳴門教育大学長 殿

誓 約 書

私は、国立大学法人鳴門教育大学特定研究員として、次の事項を遵守することを誓約します。

1. 科研費に関するルールを遵守します。
2. 故意又は重大な過失により鳴門教育大学の施設，設備等を滅失し，又は損傷した場合は，その復元に要する費用を弁償します。
3. 国立大学法人鳴門教育大学の諸規則を遵守するとともに安全の確保に努めます。

年 月 日

特定研究員氏名：

（自著）

国立大学法人鳴門教育大学長 殿

（申請者） 氏名

国立大学法人鳴門教育大学特定研究員受入期間等変更届

このことについて、下記のとおり変更となりましたので、届け出ます。

記

変更となった日	年 月 日
受入希望期間	年 月 日 ～ 年 月 日
科学研究費助成事業 の種類	
研究課題名	
研究期間	年度 ～ 年度
交付（内定）金額 ※予定も含む	千円
研究期間中の連絡先	〒 電 話
変更の理由	
備考	

※変更となった項目及び変更の理由等必要となる項目のみ記入し、記入しない枠は斜線を付すこと。

添付書類：科研費の研究計画書，変更が認められたことを証する書類